

<人事異動基本方針>

5地区制になって長距離通勤が急増

各学校では、来年4月の人事異動についての説明がおこなわれ、意向調書の記入も始まったころだと思います。そこで、今回は人事異動の基本方針についての話です。

以前の異動方針は3地区制

現在の人事異動基本方針は、2004年の5月に決定され、05年4月の人事異動から適用されています。現在は、高校は5地区制、特別支援学校は4地区制になっていますが、以前は高校・特別支援学校とも3地区制になっていました。

3地区制とは、地区をA(市部)・B(郡部)・C(離島部)に分け、在任中に3地区とも経験しなければならないというものです。ただし、当時の特別支援学校には離島部の分教室はなかったので、A地区を2つに分けていました。

この3地区で考えれば、生活条件からCやBの希望者が少ないのは明白なので、それぞれの地区をみんなが平等に経験するようにという原則は、合理性があると高教組は考えています。離島や郡部の生徒の教育をみんなで担うという観点です。

片道60km以上通勤の人は約2倍に

県教委は、市町村合併の進行と交通事情の改善を主な理由に、現在の5地区制に変更しました。しかし、離島部以外の地区を県北・県南・県央の3地区に分け、多くの教職員を、そのうちの2地区を経験するようにならなければならない理由はどこにあるのでしょうか。県教委から納得できる説明はありません。

5地区制になったことで、長崎と佐世保、島原と北松などの異動が増え、結果として長距離通勤が急増しています。旧方針の最後の年の04年

には、50km以上の通勤は82人、60km以上は15人でしたが、昨年は50km以上が107人、60km以上は28人になっています(毎年10月発表の人事委員会の資料より)。50km以上は3割増、60km以上はほぼ倍増です。

高教組は、現行の5地区制を以前の3地区制に準じた制度にもどすことを要求しています。

旧方針から現行方針への経過措置とは

3地区制の異動方針は、1976年につくられて翌77年4月の人事から適用されました。2004年まで30年近く適用された方針ですから、教職員はみんな、その方針が続くものとして人生設計を考えていました。そして、すでに異動方針どおりに、3地区とも標準の年数を勤務し終わった(満了した)人も数多くいたわけですから、それが予期せぬ方針の変更で、また転居をとまうような異動を強いられるのは理不尽です。

5地区制への変更に対する高教組のとりくみの中で、こうした矛盾も明らかになり、県教委は次のような経過措置をとることを表明しました。

旧方針で3地区満了の人で、50代(04年度末)の人は、新方針の同一地区15年は適用せず、同一校6年での異動になる。その場合、動くとしても遠くには行かない。49歳以下の人は新方針で動くが、できる限り本人の不利にならないようにする。

この問題以外にも、高教組のとりくみによって、人事異動のあり方を改善させた事項はいくつかあります。それは次号で紹介しますが、人事のあり方についての要求をしっかりとあげていくことが重要だということを指摘しておきます。

知りたいことや解説してほしいことがあれば、分会長さんへ伝えてください。